

新型コロナウイルスに対応した活動に関するガイドライン

2021年3月4日 制定

1. 基本的な考え方

- (1) 職員は、新型コロナウイルス感染症予防を参加者が自ら考え行動するための働きかけを行う。
- (2) 職員は、感染症から回復した人が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう意識向上に努める。
- (3) 職員は、繰り返しリスク評価を行う。
- (4) 地域の状況や活動内容によって、工夫しながらリスクマネジメントを行う。

2. 具体的な対策

基本方針：▷感染予防の3つの基本を守る

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い・手指消毒の実施

▷3密を回避した活動を行う

(1) 参加者への周知

- ・イベント終了後14日以内に発症した場合、主催者に濃厚接触者の有無を報告する。
- ・当面の間、イベント等参加者を県内在住者のみとする。
- ・実施するイベントによっては健康チェックシートの記入と提出を求める。
- ・下記に該当する場合は参加を見合わせる。

- ・平熱より+1度以上の発熱がある場合。
- ・体調がすぐれない場合。(息苦しさ、だるさ、のどの痛み等)
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ・参加者及びその家族が濃厚接触者と判断された場合。
- ・過去2週間以内に、感染拡大が見られる都道府県への往来があった場合。(感染拡大が見られる都道府県：「三条市ホームページ」▶「緊急情報」▶「新型コロナウイルス感染症について」参照)

(2) 職員における対策

- ・原則、常時マスクを着用する。(屋外は必須ではない)
- ・健康状態のチェックリストを作成し健康管理に活用する。
- ・健康に不安がある場合は自宅待機とする。
- ・出勤前に検温を行う。

- ・手洗い、手指消毒を喚起する。
- ・近距離の会話はできるだけ真正面は避ける。
- ・感染者が発生した場合に備えて対応マニュアルを作成する。
- ・新型コロナウイルス感染症対応の担当者を決めておく。

(3) 施設における対策

- ・毎日施設の清掃を行い、共用部は消毒を行う。
- ・こまめな換気を心がける。
- ・施設内に感染防止を促すポスターを掲示する。
- ・玄関やトイレに消毒液を設置する。
- ・入館者の検温を行う。
- ・予備マスクを用意する。

(4) 参加者による対策

- ・原則、施設内はマスクを着用する。
- ・外出時に自宅で検温を行う。
- ・参加者同士の近距離の会話はできるだけ真正面は避ける。

3. 活動内容に基づいた個別的な対策

(1) 屋内イベント

- ・3密になるおそれがある感染リスクの高いイベントは行わない。
- ・参加者名簿を作成する。
- ・活動中は全員原則マスクを着用する。
- ・身体的距離を可能な範囲で確保する。
- ・常時換気に努める。(寒さや天候によっては1時間に1回10分程度)
- ・共有備品は使用後消毒を行う。

(2) 屋外イベント

- ・参加者名簿を作成する。
- ・活動内容に応じてマスクを着用する。
- ・屋外においても身体的距離の確保に努める。
- ・共有備品は使用後消毒を行う。

※その他内容に応じて三条市が提示するガイドライン「新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針」に従い感染症対策を行う。

NPO 法人ソーシャルファームさんじょう
(三条市地域おこし協力隊ただだチーム)

TEL : 0256-64-8116

Mail : sfs150512@gmail.com